参考資料

(特別会計の概要、資金の流れ)

地震保険制度について

1. 制度の趣旨	保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することにより、地震保険の普及を図り、もって地震等による被災者の生活の安定に寄与すること(1966(昭和41)年創設)								
2. 対象危険	地震・噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失による損害(通常の 火災保険では免責)								
3. 保険の目的	居住の用に供する建物(専用住宅・併用住宅)及び生活用動産(家財)								
4. 加入方法	火災保険契約に原則自動付帯(契約者の意思により加入しないことも可)								
5. 保険金額	火災保険金額の30%~50%の範囲(限度額:建物5,000万円、家財1,000万円)								
6. 保険金の支払基準	険金の支払基準 平成29年1月より、「半損」を「大半損」と「小半損」に分割し、損害区分を3区分から4区分に細分化								
		改定前(平成28年12月以前)		改定後(平成29年1月以降)					
	損害の程度	一部損	半損	全損	一部損	小半損	大半損	全損	
	保険金額に対する支払割合	5%	50%	100%	5%	30%	60%	100%]
				•			•	•	

7. 保険料

地震保険の保険料率は、現状の地震保険加入件数及び保有保険金額を前提とした1年間における予想支払保険金額を、保険数理に基づいて算出することにより設定。また、都道府県を単位とした料率区分を設け、地震危険度の格差を反映。

【現行の年間保険料(地震保険の保険金額1,000万円あたり)】

等地区分		イ構造**1	口構造※2	
1等地	1	7,400円	12,300円	
2等地	1	9,700円	19,500円	
	2	11,800円	21,200円	
3等地	1	17,700円	36,600円	
	2	20,400円	30,000[]	
	3	17,700円	41,800円	
	4	27,500円	42,200円	
\\\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	-11	1 14 04 13 14 0 74 14		

1等地: ①北海道、青森、岩手、秋田、山形、栃木、群馬、新潟、富山、石川、

福井、長野、岐阜、滋賀、京都、兵庫、奈良、鳥取、島根、岡山、広島、

山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島

2等地:①福島

②宮城、山梨、愛知、三重、大阪、和歌山、香川、愛媛、大分、宮崎、

沖絲

3等地:①茨城

②埼玉

③徳島、高知

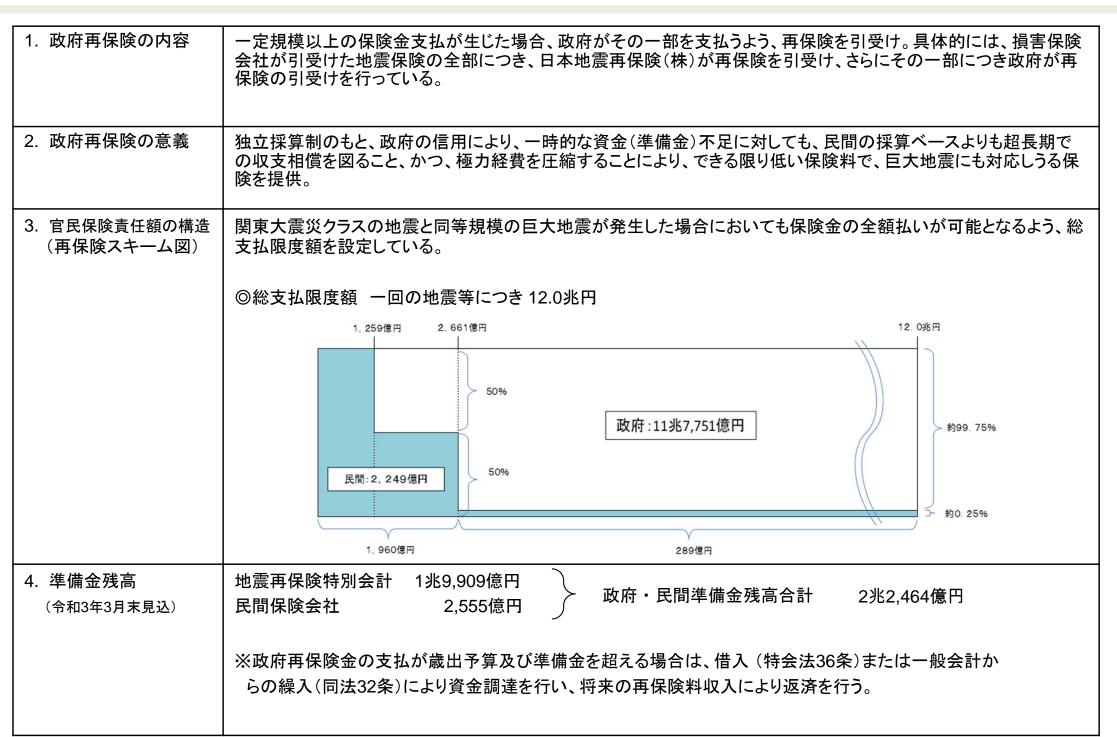
4)千葉、東京、 神奈川、静岡

※1 イ構造:主としてコンクリート造、鉄骨造の建物

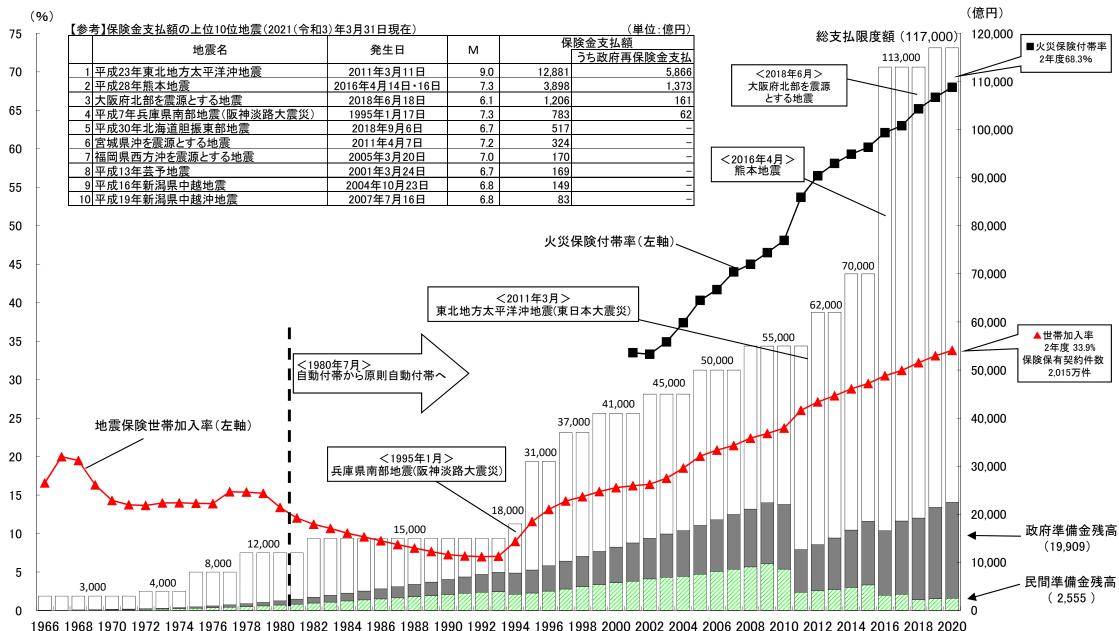
※2 口構造:主として木造の建物(ただし、経過措置の保険料は異なる)

※建物の耐震性能に応じて、「免震建築物割引」、「耐震等級割引」、「耐震診断割引」、「建築年割引」の4種類の割引制度があり、10~50%の割引率が適用。

政府による再保険について



世帯加入率・火災保険付帯率・総支払限度額・準備金の推移

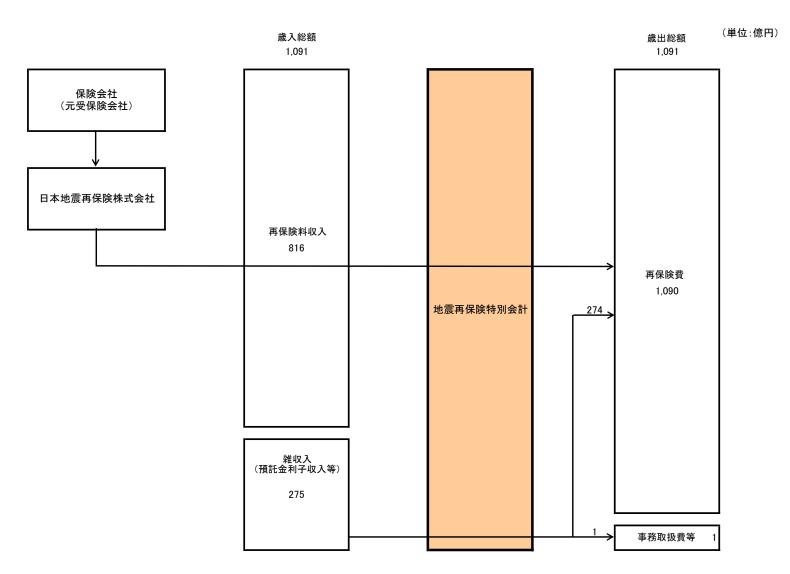


1966 1968 1970 1972 1974 1976 1978 1980 1982 1984 1986 1988 1990 1992 1994 1996 1998 2000 2002 2004 2006 2008 2010 2012 2014 2016 2018 2020 S41 S43 S45 S47 S49 S51 S53 S55 S57 S59 S61 S63 H2 H4 H6 H8 H10 H12 H14 H16 H18 H20 H22 H24 H26 H28 H30 R2 (年度末)

(注1)総支払限度額とは、1回の地震等に対する政府及び民間の支払保険金額の総和をいう。

(注2)「火災保険付帯率」は、当該年度中に契約された火災保険契約(住宅物件)に地震保険契約が付帯されている割合となる。また、「世帯加入率」は、全世帯数のうち地震保険契約に加入している件数の割合となる。※世帯加入率について、2013年以降は、当該年末の地震保険保有契約件数を翌年1月1日時点の住民基本台帳に基づく世帯数で除した数値。

地震再保険特別会計の資金の流れ(令和4年度要求)



(注) 各々の計数において億円未満を四捨五入

国債整理基金特別会計の概要

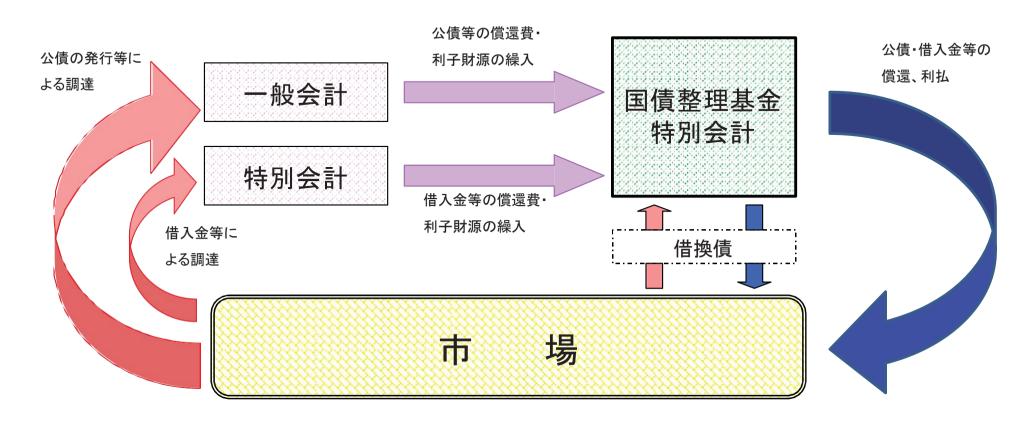
(役割)

本特別会計は、一般会計において発行された公債を中心に、国全体の債務の整理状況を明らかにすることを目的とした整理区分会計であるとともに、定率繰入れ等の形で一般会計から資金を繰入れ、普通国債等の償還財源として備える「減債基金」の役割を担っている。

(資金の流れ)

一般会計において発行された公債は、一般会計からの繰入資金を財源として本特別会計から利払いが行われるとともに、一般会計から本特別会計への定率繰入(前年度首残高の100分の1.6)や、「特別会計に関する法律」の規定により発行される借換債の発行収入金等を償還財源として、60年償還ルールに従って減債され、本特別会計から償還が行われる。

また、他の特別会計の借入金等の償還・利払い等についても、本特別会計で一元的に経理している。



国債整理基金特別会計の資金の流れ(令和4年度要求)

(単位:億円) 歳入総額 2,653.249 歳出総額 2,653,249 一般会計より受入 国債整理支出 302,354 2,611,823 (内訳) その他特別会計より受入 債務償還費 2,506,009 858,638 利子及割引料 105,065 その他 748 公債金収入 国債整理基金特別会計 1.447.608 復興借換公債金収入 28.844 復興債整理支出 41,427 東日本大震災復興 他会計より受入 (内訳) 256 債務償還費 40,938 その他 利子及割引料 254 (東日本大震災復興関係) 12,327 その他 234

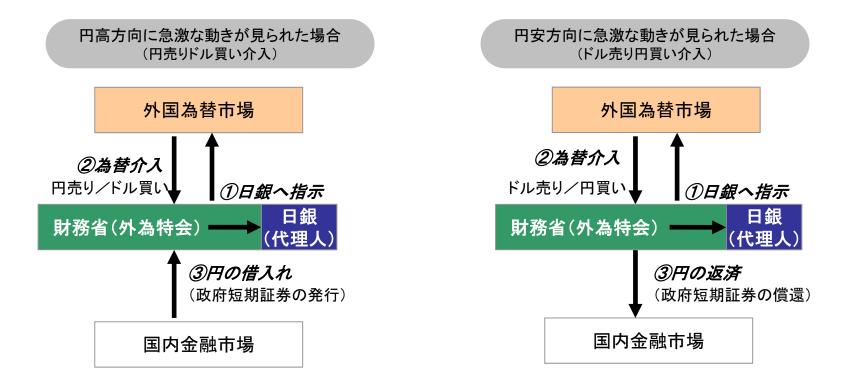
(注)1. 各々の計数において億円未満を四捨五入。

その他 3,222

- 2. 公債金収入には、特別会計に関する法律第47条第1項の規定に基づき令和3年度中に発行される借換国債(=前倒債)20兆円が含まれている。
- 3. このほか、特別会計に関する法律第47条第1項の規定に基づき令和4年度中に発行される借換国債20兆円を見込んでいる(歳入外)。

為替介入と外為特会の役割

- 外為特会は、外国為替市場の安定(為替相場の急激な変動の際の為替介入等)のために設けられている。
- 外為特会の保有する外貨は、借金して得た円の対価として得られたものであり、将来のドル(外貨)売り円買い介入に備えて保有。
- 外貨資産は、「安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この範囲内で可能な限り収益性を追求する」との方針に 基づき運用。



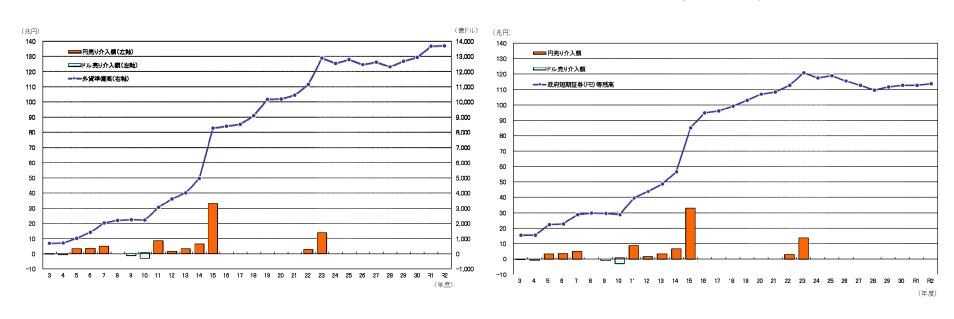
- <参考1>外国為替及び外国貿易法(昭和24年12月1日法律第228号)
- 第7条 第3項 財務大臣は、対外支払手段の売買等所要の措置を講ずることにより、本邦通貨の外国為替相場の安定に 努めるものとする。
- <参考2> 特別会計に関する法律(平成19年3月31日法律第23号)
- 第71条 外国為替資金特別会計は、政府の行う外国為替等の売買等を円滑にするために外国為替資金を置き、 その運営に関する経理を明確にすることを目的とする。

外為特会の資産・負債の推移

< 外貨準備高 (注1) と為替介入額 >

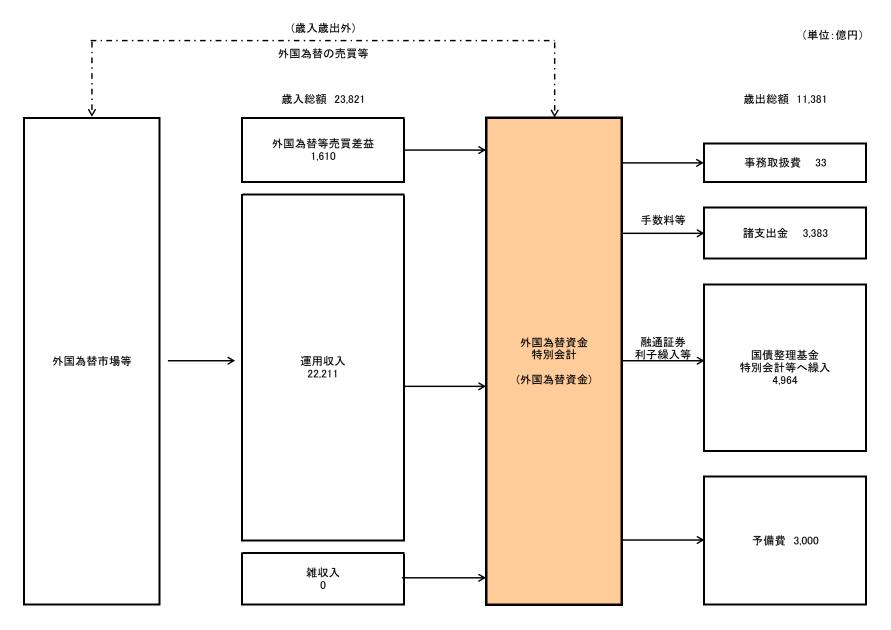
(2年度末 1.4兆ドル) (2年度 0円 < 政府短期証券(FB)等残高(注2)>

2年度末 113.6兆円



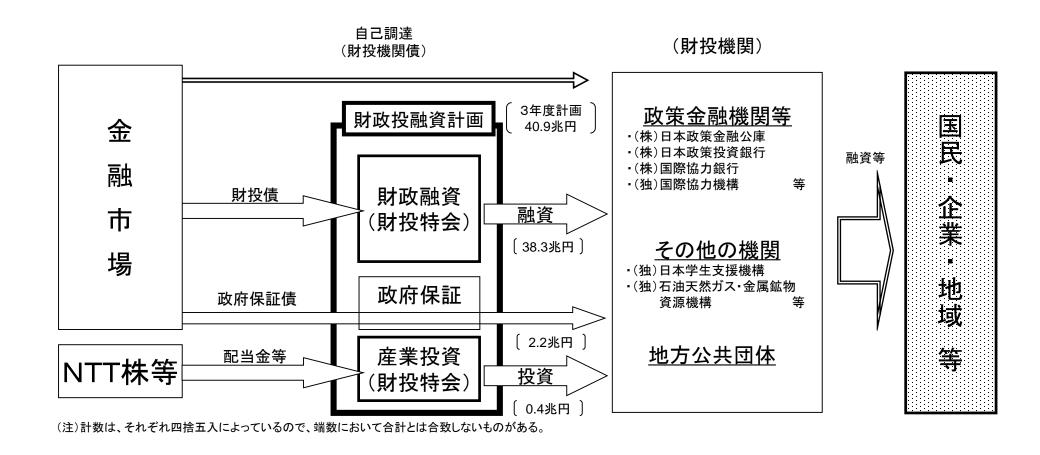
- (注1) 外貨準備高は年度末時点の値。公表基準変更に伴い、必ずしもデータの連続性はない。
- (注2) 政府短期証券等残高は年度末時点の値であり、国庫余裕金繰替金を含む。

外国為替資金特別会計の資金の流れ(令和4年度要求)



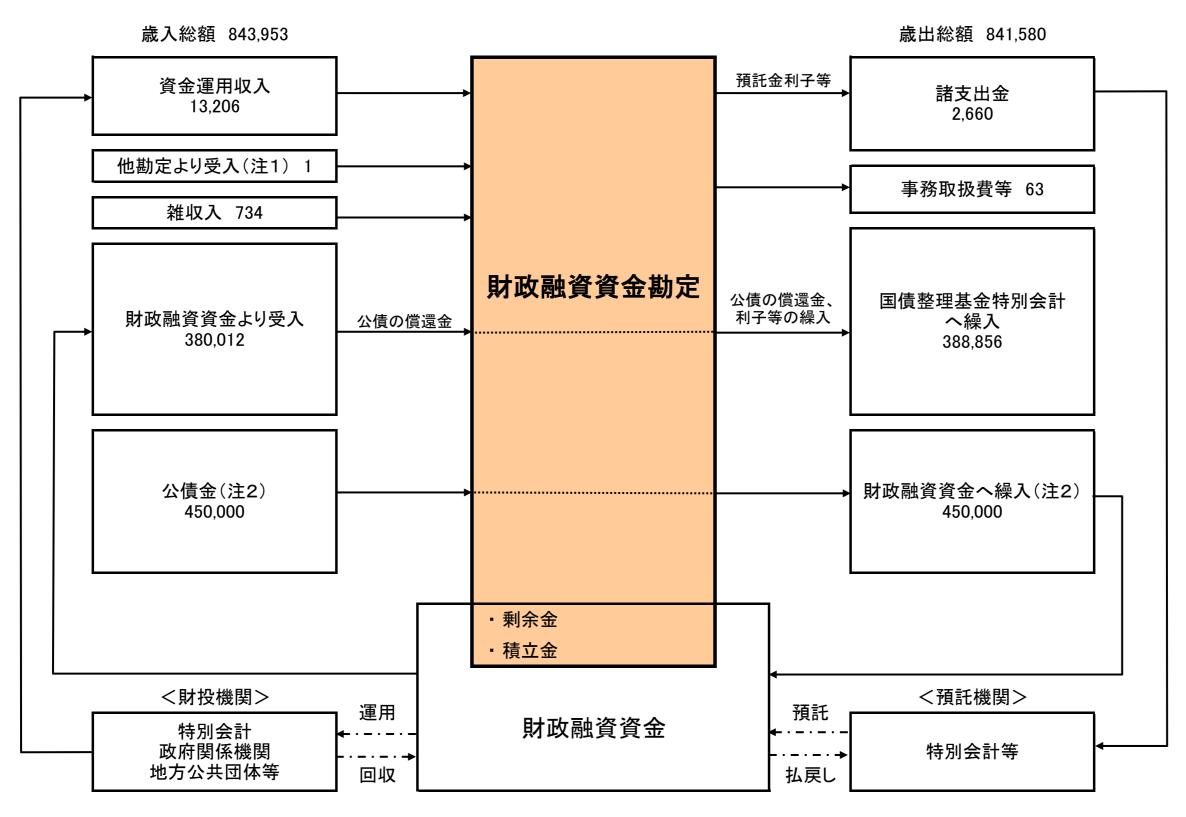
財政投融資の概要

- 財政投融資とは、財投債の発行等によって調達した資金を財源とする国の投融資活動
- 〇 民間では困難な長期・固定・低利の融資等を行う政策金融機関等へのファイナンスによって政策実現を支援



財政投融資特別会計財政融資資金勘定の資金の流れ(令和4年度要求)

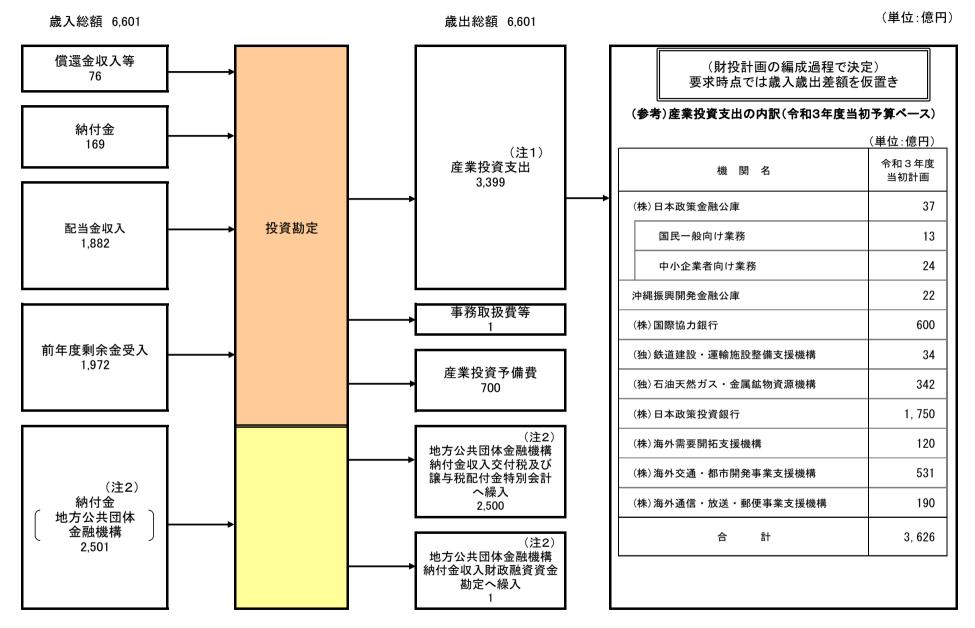
(単位:億円)



- -・-・- は歳計外の資金の流れ
- (注) 1. 上下水道コンセッションの導入を促進するための補償金免除繰上償還に伴う利子収入の減少の補塡に充てるために投資勘定から受け入れることとしている。 2. 概算要求時点において令和4年度の財政投融資計画額及び財投債発行額(公債金)が未確定のため、令和3年度当初予算と同額を仮置きしている。

 - 3. 各々の計数において億円未満を四捨五入

財政投融資特別会計投資勘定の資金の流れ(令和4年度要求)

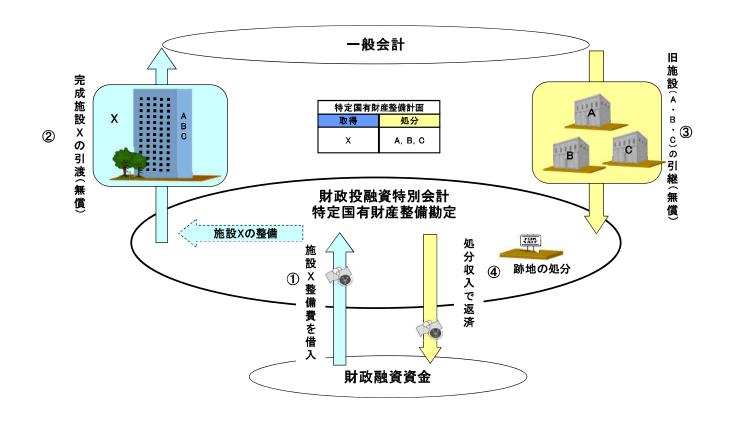


- (注)1. 産業投資支出(財投計画規模)については、歳入総額から産業投資予備費、地方公共団体金融機構納付金収入交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入、地方公共 団体金融機構納付金収入財政融資資金勘定へ繰入及び事務取扱費等を除いた額で仮置きしている。
 - 2. 地方公共団体金融機構からの納付金(2,501億円)は、地方の財源不足の補填及び森林環境譲与税の譲与財源に充てるために2,500億円を交付税及び譲与税配付金 特別会計へ繰り入れるほか、上下水道コンセッションの導入を促進するための補償金免除繰上償還に伴う財政融資資金勘定の利子収入の減少の補塡に充てるために 1億円を同勘定へ繰り入れることとしている。
 - 3. 各々の計数において億円未満を四捨五入

特定国有財産整備計画及び特定国有財産整備勘定

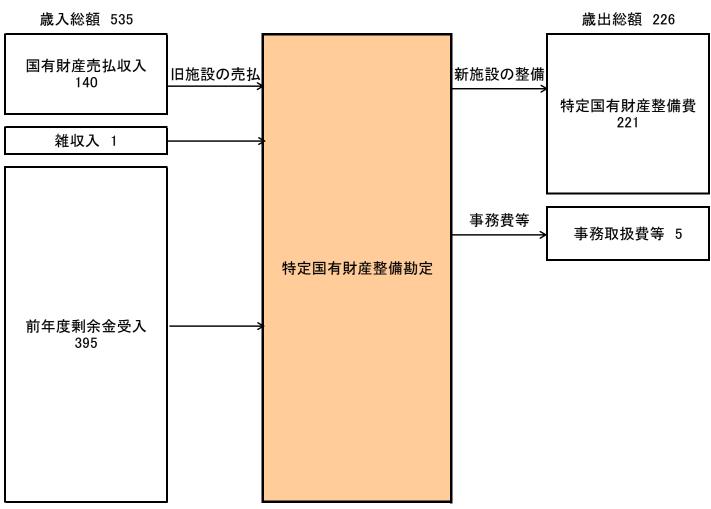
- 特定国有財産整備計画とは、庁舎等の集約立体化などを行う場合に、スクラップ・アンド・ビルドの考え方に基づき、財務大臣が財産の取得と処分を定める計画(国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法(以下、「庁舎法」)第5条)のことをいいます。
- 特定国有財産整備勘定は、整備費を税財源でなく借入金でまかない、施設完成後、この事業の実施に伴い不 用となった財産の処分により借入金を分割償還する仕組み。

(注)特定国有財産整備特別会計が特別会計改革の一環により、平成21年度末をもって廃止されたことに伴い、平成21年度までに 策定されていた事業で未完了のものについては、当該事業が完了するまでの間、経過的に設置された財政投融資特別会計特定 国有財産整備勘定で経理を行うこととされており、未完了事業完了後の残余財産は、一般会計に承継。



財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定の資金の流れ(令和4年度要求)

(単位:億円)



(注) 各々の計数において億円未満を四捨五入